#### 保険料は

介護保険料につい

# 大切な財源です

# 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みな

決め方 さんの所得に応じて設定されます。

#### あなたの所得段階は? はい 課税される 老齢福祉年金を受給している はい い 前年の合計所得金額+公的年 はい な てに たに市民税が課税されている 金等収入額が80万円以下 いいえ い市 活保護を受給してい 民税を はい 前年の合計所得金額+公的年 いいえ 金等収入額が120万円以下 いいえ い はい る 前年の合計所得金額+公的年 いいえ はい 金等収入額が80万円以下 120万円未満 120万円以上200万円未満 200万円以上300万円未満 前年の合計所得金額は? はい 300万円以上400万円未満 · 老齢福祉年金 · 400万円以上500万円未満 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給で きない人に支給される年金です。 500万円以上750万円未満 合計所得金額

納め方

## 年金が年額18万円以上の人

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除

などの所得控除をする前の金額です。繰越控除がある場合は、控除を適用する前の金額で

す。また、第1段階から第5段階の人については年金収入にかかる所得は加算しません。

## 特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、 介護保険料があらかじめ差し引かれます。

#### 年金が年額18万円未満の人

### 普通徴収

送付される納付書にもとづき、6月~ 翌年3月(年10回)で、介護保険料を 草津市に個別に納めます。

■老齢基礎年金・厚生年金などの老齢(退職) 年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収 の対象となります。

750万円以上

特別

徴収の

晋

通

収

0



■年度途中で65歳になった人や、年度途中で他 の市区町村から転入してきた人などについて は、年度途中でも特別徴収へ切り替えられます。



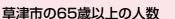
## 保険料は基準額をもとに決められます

基準額 (月額)

給付にかかる費用

負担分

÷12か月



所得段階	対 象 者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金 額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.50*	26,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75*	44,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.75*	51,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.85	60,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える方	基準額×1.00	70,800円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.10	77,900円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上 200万円未満の方	基準額×1.25	88,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額200万円以上 300万円未満の方	基準額×1.50	106,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額300万円以上 400万円未満の方	基準額×1.60	113,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額400万円以上 500万円未満の方	基準額×1.70	120,400円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額500万円以上 750万円未満の方	基準額×1.80	127,400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額750万円以上の方	基準額×1.90	134,500円

※第1段階の保険料負担の割合は0.5ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人 が負担する割合は0.375に軽減されます(表記の金額は0.375の金額)。

第2段階の保険料負担の割合は0.75ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本 人が負担する割合は0.625に軽減されます(表記の金額は0.625の金額)。

第3段階の保険料負担の割合は0.75ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本 人が負担する割合は0.725に軽減されます(表記の金額は0.725の金額)。

前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度の2月分 と同額を仮の保険料額として納付します(仮徴収)。10・12・2月は、 6月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、 そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本 徴収)。

前年度 10月12月2月4月6月8月10月12月2月 本徴収

仮の保除料額を 納めます。

た保険料から仮徴収分 を除いた額を納めます。

# 口座振替が便利です

預金通帳●印鑑(通帳届け出印)

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの 心配もありません。上記のものを持って、指定の金融機 関でお申し込みください。

